平成２２年（フ）第８８号
横浜市栄区桂町181番地の49
債務者　大場　　茂
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７号
静岡県富士市富士見台４丁目１番地　県営富士見台団地Ｄ棟104号、前住所静岡県沼津市根古屋548番地の１
債務者　宮下　重一
1　決定年月日時　平成22年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月11日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第４３０号
広島県福山市西深津町２丁目11番６号
債務者　須川　康弘
1　決定年月日時　平成22年１月25日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第５９号
熊本県天草市河浦町宮野河内2316番地
債務者　村田　正二
1　決定年月日時　平成22年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月18日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２１年（フ）第６０号
熊本県天草市河浦町宮野河内2316番地
債務者　村田　則子（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成22年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月18日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２１年（フ）第７０７号
静岡県浜松市南区金折町1417―33　リバーコート雅Ａ101号室、住民票上の住所静岡県浜松市南区若林町285番地　タカスエ寮
債務者　夏目　雄介
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１４号
静岡県浜松市東区笠井町1129番地の８
債務者　浅野　文子
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１８号
静岡県浜松市中区萩丘２丁目４番１号　ハイツフーキ305号
債務者　越場　敬子
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２２号
静岡県浜松市中区萩丘４丁目２番７号　コーポヒロセⅠ　101号
債務者　大島　悠誠
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２６号
静岡県浜松市東区原島町478番地の７
債務者　古川ますみ
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第８５８号
栃木県宇都宮市今泉３丁目１番６号　菅又ハイツⅡ403
債務者　糸井工業こと　糸井　一成
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第８６０号
栃木県宇都宮市鶴田町1742番地８　ピコ・ハウス101
債務者　菅野谷文人
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０号
栃木県宇都宮市宝木本町1474番地24　ニューウイング砂川Ａ103号室
債務者　古堀美由紀
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１６号
栃木県日光市木和田島1701番地５
債務者　正島　信人
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月26日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１８号
栃木県宇都宮市陽南２丁目14番28号　グランドール陽南206、前住所栃木県宇都宮市御幸ヶ原町154番地　第５コーポ南木203号
債務者　杉山　峰夫
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係